

障 福 第 537 号
令和 5 年 5 月 15 日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

石川県健康福祉部障害保健福祉課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症発生時の報告について

このことについて、これまで、社会福祉施設等の利用者・職員等に新型コロナウイルス感染症に感染した者又は感染が疑われる者が発生した場合には、県への報告をお願いしていたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症が、当月 8 日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）において、5 類感染症に位置付け変更されたことに伴い、今後、新型コロナウイルス感染症発生時の報告については、「障害福祉サービス事業者等における事故発生時の報告の取扱い（標準例）」に基づき、ご対応いただきますようお願いいたします。

【事務担当】

障害保健福祉課

自立支援グループ 中野

TEL 076-225-1428

FAX 076-225-1429